

各委員からの意見

「ヒト ES 細胞の樹立及び使用に関する指針案」に同意しない理由
20010801 生命倫理専門調査会委員 島蘭 進

(1) 限られた時間の中で、濃密な審議を進められた調査会長、審議に加わった委員各位、および、その審議の内容を正確に反映させるべく、繊細緻密な作業を重ねられた事務局の皆さんには深い敬意を抱いている。したがって、提示された指針案にこの段階で私の意見を盛り込むようお願いをすることはしない。しかし、これまでの審議の過程から、この「ヒト ES 細胞の樹立及び使用に関する指針案」には賛成できないので、その旨を以下に表明したい。

(2) 現時点で「指針案」が決定されることに納得していない。指針案は科学の専門家に理解できるということが主眼となっているために、わかりにくい点が多い。とくに、定義のところはわかりにくい。また、国民の合意を得るための努力も十分になされていない。そもそも「人の胚（生命の萌芽）の破壊を経ることによってしか作り出されえないきわめて特殊な」存在、「すべての細胞に分化しうる」存在、「個体にさえなりうるかもしれない」存在に、実験室でさまざまな種類の操作を加え、動物と混ぜ合わせたりしようとするものの社会的文化的意味が、国民に十分伝えられておらず、そうした研究に多くの国民が感じるであろう恐れや慎みの念が十分に表現されていない。この指針は研究者に理解できればよいのだという専門家優先主義的な考え方が強かったのは遺憾だった。だが、とくにこの段階で修正案に賛成できない最終的な理由は次の2点である。

(3) (2) に記した「恐れや慎みの念」を喚起する一つの語が「全能性」であった。指針の文言には、「基本的考え方」との整合性を図る上からも、「全能性」の用語を用い、「ヒト ES 細胞がすべての細胞に分化する可能性（全能性[の可能性]）があること」とした方がよかった。「全能性」の語が用いられなくなった理由がなお十分に理解できない。

(4) 新「第二十八条」の「禁止事項」は、最小限してはならないことを指している。審議の過程でも研究が進むに従って、どうということが起こるか予想できず、危うい可能性があることは度々示唆された。しかし、予想できない危険性について前もって示すことはかえって弊害が生じるかもしれないので、不明確な事柄を「禁

止」しておくのは控えようという方向で意見集約がなされた。しかし、今後、個別の研究について、慎重に考えれば判断が難しいさまざまな事態が生じてくる可能性がある。たとえば、ヒト ES 細胞を動物の胎仔に導入し、キメラ、あるいはヒトの要素をもった亜種やそれに近い存在が生じる可能性である（これは「基本的考え方」には禁止事項に続いて明記してある）。審議の途中で、しばしば「グロテスク」と表現されたような事態を引き起こしかねないこうした研究が、臓器作成実験やその他の目的でなされる場合、修正指針案ではそれ（負の側面）を示唆する項目がないので見逃されてしまう可能性があると考えられる。明確に禁止されていない事柄で負の結果が引き起こされる懸念を明記してほしかったし、そのことは可能だったはずである。「禁止事項」の記述に先だって、ES 細胞の使用から生じるさまざまな負の可能性について条文化する可能性があったと思うが、審議時間が十分に得られず、そうした案を考慮することができなかった。使用に関する指針の重要な箇所、「人の尊厳」への配慮に実質的な内容を与える機会が失われてしまった。

E S 細胞指針答申案に対する意見書

熊本大学発生医学研究センター
相澤 慎一

1) 海外からのリクエストに対してどうするかは、指針の中に絶対に入れるべきことと考えます。

2) 第29条の削除を提案します。

ヒト成体及び胎児組織からの分化細胞の取り扱いは何も無いのにヒトES細胞からの分化細胞について特別の取り扱いとすることは科学的に根拠がないと考えること。

科学研究の実状とあまりに離れた精神論からの厳しい規制はかえって空文化につながり避けるべきであること。

の2点からです。

この場合2つのやり方があると思います

全く削除して、分化細胞については何も触れない：第34条十項など関連条項の削除

抜け道となることへの危惧が高い場合：

(分化細胞の取り扱い)

第29条 ヒトES細胞から分化細胞株を樹立した場合は、使用機関は本指針の基本的な方針に従って、分化細胞株であることを認定し、文部科学大臣に届け出るものとする。

2 分化細胞株の分配は、使用機関の長が本指針の基本方針に反しないと認める場合に限り、行うことができるものとする。

第34条 2

十 分化細胞株の樹立と分配が予定されている場合には、その説明。